

## 史跡飯田古墳群保存活用計画について

飯田市教育委員会  
(生涯学習・スポーツ課)

### 1 計画策定の目的

保存活用計画策定の目的は、史跡飯田古墳群を将来にわたって保存継承・活用するために、価値と構成する主要な諸要素を明らかにし、それらを適切に保存管理していくための基本的な方針や方法、現状変更等の具体的な取扱い基準を定めるとともに、今後の整備・活用の方針、保存活用事業推進の方策・体制整備を示すことにある。

なお、現時点で未指定の古墳については、必要な調査や条件整備に取組み、追加指定等の保護措置の方針を示すものとする。

本計画は、令和2(2020)年4月1日より発効し、今後の追加指定や史跡の整備・活用状況、周辺の土地利用状況等を考慮し、概ね10年毎に見直しを行うものとする。

### 2 史跡飯田古墳群の価値

- (1) 飯田市域では馬の埋葬された遺構や馬具の出土例が多く、史跡飯田古墳群の存在は、ヤマト王権における軍事・輸送の要であった馬の生産管理を担う重要な地域であったことを物語る。
- (2) 史跡飯田古墳群の出現は、5世紀におけるヤマト王権の陸上交通網の発展による地方経営の変革を示す。
- (3) 単位古墳群の様相から、ヤマト王権の在地勢力に対する初期の自主性の容認と中央集権国家体制移行期における再編成の過程を知ることができる。
- (4) 周辺地域の影響を受けた多様性は、東西を結ぶ陸上交通網の状況や地域間交流の実態を示す。
- (5) 伊那谷南部の特徴的な段丘と天竜川支流による田切地形上に立地し、単位古墳群ごと独自性が認められるものの一体性を持った古墳群である。

### 3 保存活用計画の大綱

- (1) 史跡飯田古墳群を「地域の宝」として後世に守り伝える

日本の古代史を物語る重要な歴史資産である史跡飯田古墳群は、地域の魅力を示す「地域の宝」でもあることから、土地所有者及び関係者、地域住民や諸団体と連携・協働して、確実に後世に守り伝える。

- (2) 史跡飯田古墳群の多様性を活かした活用・整備を図る

史跡飯田古墳群を現地公開し、調査研究に基づく史跡の多様性を活かした活用・整備を図る。さらに、地域や諸団体と連携・協働して、学びの場、交流の場として活用・整備し、地域の魅力として広く情報発信を図る。

- (3) 史跡飯田古墳群を保存継承するため、管理運営、活用・整備に係る体制を整備する行政内での連携体制を強化するとともに、地域と一体となった推進体制を整備する。

#### 4 史跡飯田古墳群の保存管理

史跡飯田古墳群を、国民共有の財産・地域の歴史文化資産として、恒久的に保存し、未来へ確実に継承するための保存管理の方向性を示す。

##### (1) 現状変更等<sup>※1</sup>の取り扱い【別表】

史跡飯田古墳群としての価値を構成する要素（墳丘・埋葬施設・周溝等）に影響を及ぼす現状変更等は認めない。現状変更等を計画する場合、飯田市教育委員会を窓口として十分な事前協議を行い、その内容によって、事前調査や立ち合い調査を実施し、重要な遺構が確認された場合は、その保存に万全を期すこととする。

※1 現状変更等：史跡等において、その現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為のことをいう。

##### (2) 追加指定の方針

###### ①史跡指定された古墳の保護を万全とするための追加指定

現在の13基の古墳の史跡指定範囲は、地表に表出する墳丘が中心であり、本来の墳丘の一部や周溝が指定地外に存在することが考えられる。発掘調査により古墳の遺構を確認した箇所については、土地所有者等関係者の理解を得て追加指定を進めるものとする。

###### ②史跡指定されていない前方後円墳、帆立貝形古墳等の追加指定

現存するが指定されていない9基の前方後円墳・帆立貝形古墳について、実態把握のための発掘調査を実施し、条件を整えた上で追加指定を図る。また、発掘調査で史跡に加えるべき古墳を新たに確認した場合は、追加指定を検討する。

##### (3) 史跡指定地公有地化の方針

史跡の保存管理を確実にし、適切な公開・活用を図るために必要に応じて公有地化を検討する。公有地化にあたっては、整備基本構想・基本計画策定後の整備計画と連動し進めるものとする。

#### 5 活用・整備

史跡飯田古墳群の本質的価値をよりよい形で伝えるための活用・整備を進める。

##### (1) 活用

史跡飯田古墳群を、ヤマト王権による政治支配や東国経営の在り方を物語る文化財、古代が体感できる歴史文化資産として現地公開を進める。また、地域の成り立ちや魅力についての学び、そこに訪れる人との交流や史跡飯田古墳群を核とした地域の活動をまちづくりや人づくりの資源として活用を図る。

①学校での歴史学習・地域学習の生きた教材として活用を図る。

②史跡飯田古墳群の多様性を活かし、学術研究のフィールドとして活用する。また、その成果を学校教育や生涯学習に還元する。

③地域活動における歴史・文化の学びの場として活用する。

④多様な主体が集う地域活動の場、交流の場として活用する。

⑤地域の魅力を発信する観光資源としての活用を図る。

(2) 整備

- ① 史跡の所在を示す標識や史跡の範囲を示す境界標等を優先的に設置する。
- ② 墳丘・埋葬施設等の定期的な観測を行い史跡の状況把握に努め、損壊が懸念される場合には必要に応じ予防措置を講じる。また、対応が必要なき損等が確認された場合は、状況により応急措置・復旧等を行う。
- ③ 史跡の活用のための整備については、史跡の価値を明らかにするための発掘調査を実施し、その成果を踏まえ策定する整備基本構想・計画の中で示すものとする。

6 運営・体制の整備

- (1) 地域住民や地域自治組織、市民団体等多様な主体が連携・協働して史跡の保存管理・活用を図ることができる体制づくりを進める。
- (2) 市は、史跡飯田古墳群の管理団体として史跡の保護に係る諸事業や行政手続きを適切に行うとともに、適切な維持管理を土地所有者等関係者の理解と協力を得ながら進める。
- (3) 史跡の保存管理にあたっては、文化庁や長野県教育委員会の指導・助言のもと市教育委員会が中心となって適切に行う。今後の利活用等における必要な環境整備については、関連部局と横断的な体制を構築して進める。

7 実施計画

本計画は、発掘調査の実施状況や追加指定の状況等により適時計画の見直しを行う。

- (1) 本計画策定後の10年間は、保存管理・活用、運営体制等の整備に関する諸事業と追加指定及び実態把握のために必要な範囲確認調査を中心とした事業を実施する。
- (2) 令和12年度以降に計画の見直しと整備基本構想・基本計画の策定を予定する。

【別表】現状変更の取扱基準

現状変更等の取扱に関する共通事項			
<p>1. 史跡の保存に影響を及ぼす現状変更等は認めない。                  2. 史跡指定地内で現状変更等を計画する場合は、飯田市教育委員会を窓口として十分な事前協議を行う。                  3. 各種法令及び諸計画との調整・連携を図る。                  4. 現状変更等の内容によって、飯田市教育委員会が事前調査または立会調査を実施し、重要遺構が確認された場合は、その保存に万全を期す。</p>			
現状変更等		取扱基準	
① 木竹	営農行為以外	伐採※1	・史跡の保存管理・活用上必要な伐採は認める。
		植栽・改植 ※2・3 ・抜根	・植栽・改植・抜根は認めない。 ・ただし、史跡の保存管理・活用上必要な場合※2-2は認めるが、史跡に影響が及ばないものとする。
	営農行為 (果樹等)	伐採	・営農上必要な伐採は認める。
		植樹※4 ・改植	・営農上必要な植樹・改植は、既存の耕作の範囲内とし、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。
		抜根	・抜根は、営農上必要で、史跡や周辺環境に配慮したものは認める。
②建築物※5 (社寺・氏神祠・住宅等)	新築・増築 ※6・7	・新築・増築は認めない。	
	建替※8	・建替は、既存の建築物と同範囲・同規模までとし、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。	
	除却※9	・除却は、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。	
③ 工作物	墓地 (墓石等)	墓地区画の 新設※10	・墓地区画の新設は認めない。
		墓石の新設 ・改修※11	・墓石の新設・改修は、既存の墓地区画の範囲内とし、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。
		除却	・除却は、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。
	○社寺関連 ○農業用施設 ○道路安全施設 ○水道施設 ○電気通信施設 ○公園施設 ○石段・石橋等 ○石積・擁壁・フェンス等 ○その他	新設	・新設は認めない。 ・ただし、史跡の保存管理・活用上必要で、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。
		改修※12	・改修は、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。 ・ただし、史跡や景観への影響及び工作物の必要性や移設の可否等を検討した上で判断する。
		除却	・除却は、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。
④地形改変・土木工事等		・史跡に影響を及ぼす土地の掘削や切土・盛土等の地形改変・土木工事等は認めない。 ・ただし、史跡の保存活用上必要な整備に伴う盛土等については、史跡や周辺環境・景観に影響のない範囲で認める。	
⑤発掘調査		・史跡の保存活用上必要な発掘調査は認める。 ・なお、調査は文化庁及び長野県教育委員会と事前協議の上、史跡への影響に配慮し、必要な箇所について最小限に留めるものとする。	
⑥史跡整備		・史跡整備（保存のための整備、活用のための整備）は認める。 ・なお、整備は文化庁及び長野県教育委員会と事前協議の上、発掘調査の成果に基づく整備計画を策定した上で行う。	

※1	伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採とは幹及び根を切断して除去すること。</li> <li>・木竹等の維持管理として実施する伐採と支障木竹等の処理に伴う伐採とがある。</li> </ul>
※2	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽とは植物を植えること。</li> </ul>
※2-2	保存管理に必要な植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存管理に必要な植栽の例として、墳丘の表面保護を目的とする地被植物等の植栽を想定している。ただし、植栽の可否判断は、保護を必要とする箇所の状態によるものとする。なお、樹種については在来種を原則とするが、植物の特性も考慮して選定するものとする。</li> </ul>
※3	改植	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改植とは植物を植え直すこと。</li> <li>・果樹の改植の場合、伐採・抜根・植樹以外に土壌改良や果樹棚の設置等を含む。</li> </ul>
※4	植樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植樹は特に樹木を植えることを指す。</li> </ul>
※5	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの。</li> </ul>
※6	新築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築とは現状で建築物のない土地に新たに建築物を建築すること。</li> </ul>
※7	増築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築とは現在建築物が建っている敷地内で、建築物の既存部分に床面積を増加させる場合や棟別又は棟続きで建築物を付加すること。</li> </ul>
※8	建替	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建替とは既存建築物の全部又は一部を除却し、同一場所に引き続いて建築物を建築すること。</li> </ul>
※9	除却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除却とは既存の建築物（基礎を含む）を取り壊し、更地とすること。</li> </ul>
※10	墓地区画の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに墓地区画を設定すること。</li> </ul>
※11	墓石の新設・改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設は、既存の墓地区画内に墓石等を新たに建てること。</li> <li>・改修は、既存の墓石等を建て直すこと。</li> </ul>
※12	改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修とは劣化した建物等の性能、機能を初期の水準を超えて改善すること。</li> </ul>